

表面

**あなたの賃金を
確認してください！
Please check your wages !**



この仕事に従事する方の賃金には、杉並区公契約条例で区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

☆令和5年度労働報酬下限額

工事：東京都の公共工事設計労務単価の90%

(例：とび工は1時間当たり3,364円)

(見習い・手元等は1時間当たり1,470円)



裏面もご覧ください

裏面

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低い場合、杉並区又は受注者(元請け企業・雇用主)、指定管理者にご相談ください。

○杉並区役所 問合せ先

杉並区総務部経理課契約係 電話 03-5307-0612

※対象となる方、労働報酬下限額等について

詳しくは区公式ホームページをご覧ください。

※Please visit the official Suginami City website for further information about the minimum amount of remuneration.

